4	等級３	次のイ又はロのいずれかに該当する工事 イ　全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事 ロ　全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事及び天井等の断熱性を高める工事
	等級２	全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級１	全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
５及び６	等級３	次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する工事 イ　全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事 ロ　全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び天井等の断熱性を高める工事 ハ　全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級２	全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級１	全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
7	等級３	次のイ又はロのいずれかに該当する工事 イ　全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事、天井等の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事 ロ　全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級２	全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級１	全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
8	等級３	全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事及び壁の断熱性を高める工事
	等級２	全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事及び壁の断熱性を高める工事
	等級１	全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事及び壁の断熱性を高める工事

１　全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事、全ての居室の全ての窓の断熱性を著しく高める工事、全ての居室の全ての窓の日射遮蔽性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事については、それぞれの工事の対象部分の全てについて行わなければならない。

２　㈱項に掲げる工事で壁の断熱性を高める工事を含まない工事については、「天井等の断熱性を高める工事」又は「床等の断熱性を高める工事」（「天井等の断熱性を高める工事」及び「床等の断熱性を高める工事」の両方を含む工事については「天井等の断熱性を高める工事」又は「床等の断熱性を高める工事」のいずれか一方）を「壁の断熱性を高める工事」に読み替えることができるものとする。

３　㈱項に掲げる各工事と併せて行う天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事又は床等の断熱性を高める工事のうち一つ以上の工事については、㈱項に掲げる工事とみなす。

４　天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事において、発泡プラスチック保温材を用いる場合にあってはＢ種を、建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームを用いる場合にあってはＢ種を、その他の場合にあっては発泡剤としてフロン類を用いた断熱材を用いてはならない。

二　前項第二号に定める工事

３のみにあてはまるもの。

4　令第26条の４第19項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に相当程度資する増築、改築、修繕又は模様替は、次の表の㈠項に掲げる地域区分及び㈡項に掲げる改修工事前の住宅が相当する断熱等性能等級に応じ、それぞれ㈱項に掲げるエネルギーの使用の合理化に相当程度資する工事で、同条第７項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する増築、改築、修繕又は模様替を除いたものとする。

㈠	㈡	㈱
地域区分	改修工事前の住宅の断熱等性能等級	エネルギーの使用の合理化に相当程度資する工事
１及び２	等級３	
	等級２	全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級１	全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
３	等級３	
	等級２	次のイ、ロ又はハのいずれかに該当する工事 イ　全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び天井等の断熱性を高める工事 ロ　全ての居室の全ての窓の断熱性を相当程度高める工事及び床等の断熱性を高める工事 ハ　全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事
	等級１	全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事、天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事